

安全報告書

令和7年度(2025年度)版



令和8年(2026年)9月
函館市企業局

安全報告書 もくじ

1	ごあいさつ	1
2	安全方針と安全重点施策	2
	(1) 安全方針	
	(2) 安全重点施策	
3	安全管理体制	3～4
	(1) 安全管理体制	
	(2) 各種会議の実施	
	(3) 施設の計画的な改良・更新	
	(4) 各種研修・教育機会の見直し	
	(5) 内部監査の実施	
4	輸送の安全を確保するための研修等の実施	4～7
	(1) 施設課電路担当新任研修	
	(2) 添乗指導および立哨指導	
	(3) 安全マネジメント研修	
	(4) 接遇研修	
	(5) 逆行ブレーキ訓練および災害時停車訓練	
	(6) 冬期運転講習	
	(7) 事故防止研修	
	(8) 教育考査	
	(9) 年末年始の輸送等に関する安全総点検	
	(10) 施設課職員研修	
	(11) 施設課主査研修	
	(12) 施設課職員定期考査	
	(13) 主席研修	
	(14) 災害総合訓練（机上訓練）	
	(15) 自衛消防訓練	
5	軌道事故の発生状況等	8～12
	(1) 運転事故	
	(2) 災害（地震や暴風雨，豪雪などをいいます。）	
	(3) 輸送障害（運転事故以外で30分以上の遅延または運休のあった場合をいいます。）	
	(4) インシデント（事故の兆候）	
	(5) 行政指導等	
6	輸送の安全確保のための取組	12～13
	(1) 視認性の高い滑り止めシールの取り付け	
	(2) 電車制御装置更新	
	(3) 軌道改良・東雲変電所設備更新	
	(4) 安全への投資	
7	お客様へのお願い等	13～15
	(1) 不審物発見時の協力要請および全国交通安全運動期間の周知	
	(2) ドライバーの皆様へのお願い	
	(3) 乗降時の事故防止に向けて	
8	安全報告書へのご意見	15

1. ごあいさつ

日頃より、函館市電をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

私ども函館市企業局は、「市民生活を支える安全で快適な公共交通機関として、お客様のニーズを考えたサービスの提供に努め、効率的な事業運営を行うこと」を基本理念に掲げ、市民に『信頼され・愛され・親しまれる』交通事業の運営のために、皆様に安心して市電をご利用していただけるよう、職員一人ひとりが安全に対する高い意識を持ち、安全な輸送に向けて全力で取り組んでおります。

令和7年度におけるハード面の取組では、車両の軌道走行時における騒音や振動等の軽減を図るため、堀川町～千代台、宝来町～青柳町、千代台～中央病院前および柏木町～深堀町間の軌道制振化工事を実施したほか、東雲変電所設備更新工事を実施し、安全性の向上を図ったところです。

ソフト面の取組では、職員の知識や技能の維持向上や事故防止を目的とした安全教育や接遇教育などを実施しているほか、内部監査やマネジメントレビューにより、PDCAサイクルを意識した施策を行い、安全性の向上を図っております。

しかしながら、令和7年10月、十字街交差点内におきまして車両衝突事故が発生し、この事故により9時間45分の運行障害が発生したほか、事故車両にご乗車のお客様3名が本件事故により怪我をされたところです。

この事故で負傷されたお客様に対しましては、改めましてお詫び申し上げますとともに、長時間にわたる運行障害により、多くのお客様にご迷惑をおかけしましたことにつきましても、重ねてお詫び申し上げます。

私ども函館市企業局は、公共交通機関として、市民の皆様の移動手段としての重要な役割を担っていることから、今後も事故の防止に全力で取り組んでいくとともに、安全で安定した輸送サービスの提供に努めてまいります。

この安全報告書は、鉄道事業法第19条の4の規定に基づき函館市企業局が実施した輸送の安全を確保するための施策や取組を公表するものであります。さらなる安全体制の充実を図るためにも、報告書に関しての皆様のご意見・ご感想をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

令和8年（2026年）9月

函館市公営企業管理者
企業局長

手塚 祐一



2. 安全方針と安全重点施策

平成22年4月に制定した函館市軌道事業安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）に、軌道事業の「安全方針」を掲げるとともに、この方針に基づいた令和7年度（2025年度）の安全重点施策を次のとおり定め、職場に掲示しました。

(1) 安全方針

1. 安全意識を高く持ち、お客様の安全確保を最優先します。
2. 輸送の安全に係わる法令および関連する規程を確実に守ります。
3. 安全の確保に関する情報は、漏れなく迅速かつ正確に伝え、透明性を確保し、事故防止に努めます。
4. 輸送の安全確保に係わる態勢について必要な見直しを行い、継続的に改善するよう努めます。

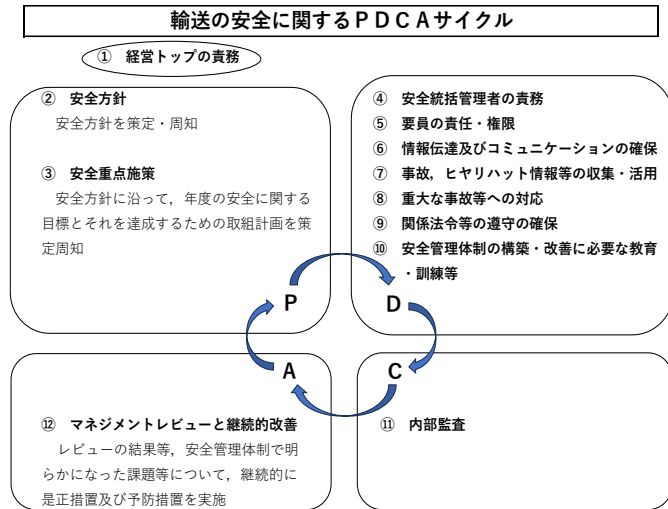
(2) 安全重点施策

年度末に実施する運輸安全マネジメントレビューにおいて、1年間の安全に関する取組を総括し、良かった点や改善点等の分析・評価を通して今後の安管理体制の見直しを行うとともに、マネジメントレビューの結果から翌年度の安全重点施策を作成しております。

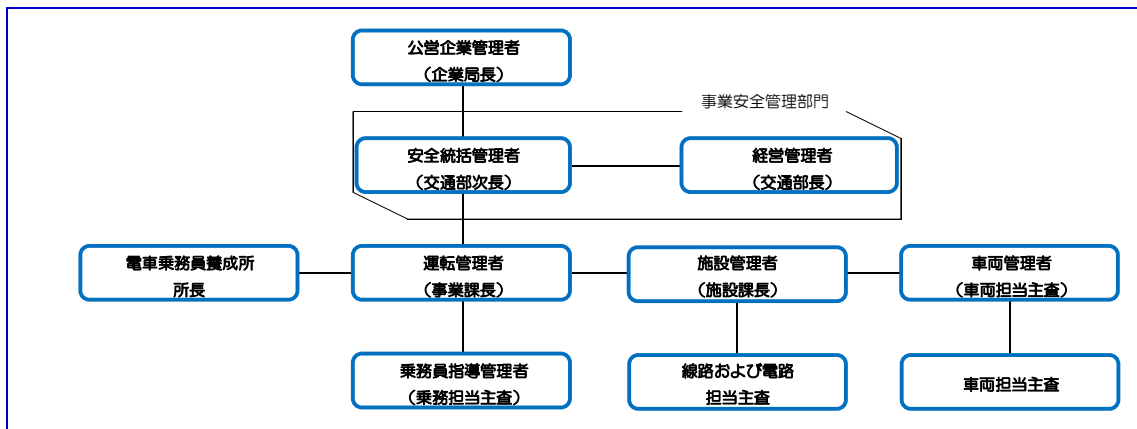
1. 経営トップを含む経営管理部門に対する内部監査の充実を図る。
2. 収集した運行に係るヒヤリ・ハットの分類、整理を行い根本的な原因の分析をしていく。また、車両維持管理業務におけるヒヤリ・ハット情報の収集を行う。
3. 安全で快適な運行を確保するために軌道舗装のコンクリート化を進める。
4. 電車線のシンプルカテナリ化に関する手順書の作成。

3. 安全管理体制

安全管理規程には、公営企業管理者が輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負うことを明記するとともに、各部門における責任者の役割を定め、公営企業管理者が選任した安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全に関するPDCAサイクルに基づいた運輸安全マネジメントを確立するための管理体制を明確に規定しております。



(1) 安全管理体制（令和7年度（2025年度））



(2) 各種会議の実施

週1回、各責任者を集め、安全に関する様々な問題を議論するための「安全推進会議」を開催しております。

また、月1回は「安全推進会議」に経営トップである公営企業管理者も交え、報告事項、施策に関する協議および各職場における施策の進捗状況を確認し、それらの確実な実施に向けて自律的、継続的な改善を図っております。

(3) 施設の計画的な改良・更新

安全で安定した輸送サービスを提供するため、軌道改良、軌道舗装改良および架線の張替えなどを実施したほか、東雲変電所設備の更新を行いました。

(4) 各種研修・教育機会の見直し

- ・安全意識の向上を図るための研修および訓練と意見交換の実施（随時）
- ・内部監査や事故防止研修の実施（随時）
- ・研修体制の強化、充実を図るため、研修会議による研修内容等の精査、見直し

(5) 内部監査の実施

内部監査については、新たに1名の内部監査員が指名され、安全統括管理者を講師として養成を行いました。

監査では、安全管理体制の有効性を確認するため、経営トップへインタビューを行ったほか、重点監査項目について各管理者への聴取を実施しました。また、これに先立ち、被監査者が保有する文書や記録等を対象として、適合性の確認を行いました。



【内部監査 有効性確認】

その結果、法令や規程により定められている文書の作成や必要な事項について、一部協議が必要な部分はあるものの、概ね適正に行われており監査全般において改善事項はありませんでした。

4. 輸送の安全を確保するための研修等の実施

(1) 施設課線路担当新任研修

- ・ 期間：令和7年（2025年）4月8日
- ・ 対象：施設課線路担当職員および車両担当職員
- ・ 内容：施設課の業務内容や路面電車の安全運行に必要な諸規定および遵守すべき事項について研修を行いました。

(2) 添乗指導および立哨指導

- ・ 期間：令和7年（2025年）春・夏・秋・冬の交通安全運動期間と年末年始安全総点検期間
- ・ 対象：乗務員
- ・ 内容：電車乗務員養成所が中心となって添乗指導および立哨指導を行いました。

添乗指導では、制限速度設定区間の運転と安全地帯進入時および発車時の安全確認について重点項目を設け監察するとともに、基本の案内用語について確実に実施するよう指導を行いました。研修後には個別に面談を行い、問題があれば指摘し改善を図るとともに、添乗会議を開催するなど個人別の運転技能の把握に努めました。

(3) 安全マネジメント研修

- ・ 期間：令和7年（2025年）6月16日～21日

- ・対象：乗務員，主席
- ・内容：全乗務員および主席職員を対象に安全意識のより一層の向上を図り，今後の輸送の安全の確保をより適切で確実なものとする 것을 目的とした安全マネジメント研修を実施しました。

(4) 接遇研修

- ・期間：令和7年（2025年）6月16日～21日
- ・対象：乗務員，主席
- ・内容：全乗務員および主席職員を対象に電車を利用する視覚障がい者への理解と乗降支援等のスキルを身に付けることを目的として，外部講師を招いて研修を行いました。



(5) 逆行ブレーキ訓練および災害時停車訓練

- ・期間：令和7年（2025年）9月8日～10月20日
- ・対象：乗務員
- ・内容：全乗務員を対象に，緊急時における制動技能向上を目的として，逆行ブレーキ訓練および災害時停車訓練を行いました。

(6) 冬期運転講習

- ・期間：令和7年（2025年）10月27日～31日
- ・対象：事業課・施設課・乗務員養成所
- ・内容：全乗務員および事業課・施設課・乗務員養成所の職員を対象に，過去に発生した事故や災害を題材として冬期間の運転に関する研修を実施しました。

(7) 事故防止研修

- ・期間：令和7年（2027年）10月27日～31日
- ・対象：乗務員，主席
- ・内容：全乗務員および主席職員を対象に，事故防止のための教育を実施しました。また，令和7年度事故事例の危険事象の分析，地震・津波時の対応および意見交換会を行い，乗務員の安全意識の向上に努めました。



(8) 教育考查

- ・ 期間：令和 7 年（2025 年）10 月 27 日～31 日
- ・ 対象：乗務員，主席，電車免許保持者
- ・ 内容：交通部の電車免許保持者全員を対象に運転取扱いおよび資質の充足状況を確認するため教育考查を行いました。

(9) 年末年始の輸送等に関する安全総点検

- ・ 期間：令和 7 年（2025 年）12 月 10 日～令和 8 年（2026 年）1 月 10 日
- ・ 対象：全職員
- ・ 内容：年末年始の輸送繁忙期に行われている安全総点検の期間中に，経営トップおよび安全統括管理者による輸送の安全に関する訓示や各職場，施設の査察を行いました。



(10) 施設課職員研修

- ・ 期間：令和 7 年（2025 年）12 月 25 日

- ・対象：施設課職員，業務受託者 16名
- ・内容：施設整備における安全管理や作業上の安全確保等に関する研修を行いました。

(11) 施設課主査研修

- ・期間：令和8年（2026年）2月26日
- ・対象：施設課主査職員 3名
- ・内容：ヒューマンエラーについておよび定期考査における課題作成を確認する研修を行いました。

(12) 施設課職員定期考査

- ・期間：令和8年（2026年）3月23日
- ・対象：施設課職員 10名
- ・内容：施設課職員の業務知識および資質の充足状況を確認するため教育考査を行いました。

(13) 主席研修

- ・期間：令和8年（2026年）2月24日～27日
- ・対象：主席 7名
- ・内容：緊急時の広報について研修を行いました。

(14) 災害総合訓練（机上訓練）

- ・期間：令和7年（2025年）3月23日～28日
- ・対象：乗務員 7名
- ・内容：津波警報発表時の対応や避難誘導等について教育訓練を行いました。

(15) 自衛消防訓練

- ・期間：令和8年（2026年）3月27日
- ・対象：安全推進課，電車事業課，業務受託者 18名
- ・内容：乗務員休憩室の石油ストーブから出火したと想定し，通報・避難誘導訓練を実施しました。



5. 軌道事故の発生状況等

- (1) 運転事故（軌道事故等報告規則に定める、「車両衝突事故」「車両脱線事故」「車両火災事故」「道路障害事故」「人身障害事故」「物損事故」をいいます。）

＜過去5年間の発生件数等の推移＞

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
事故件数(件)	0	2	2	0	1
負傷者(人)	0	0	0	0	3
死亡者(人)	0	0	0	0	0

○ 車両衝突事故

- 1・日時：令和7年10月23日（11時53分頃）
- ・場所：宝来・谷地線 十字街停留場～宝来町停留場間
- ・影響：運休 70本
- ・事故状況：8008号車の運転士（以下「当該運転士」という。）は十字街交差点にて進路設定を直進として発車したところ、所定の進路が左折であることに気づき停止した。その後、配車担当者（指令）への報告を行わずに後方の運転台にて停止線SL-1まで後退後、降車し、歩道にある操作盤で左折の設定を行うも設定条件を満たしておらず、左折進路が設定されていない状態で電車専用信号機の信号現示（停止）および転てつ器の開通方向を確認せずに車両を発車させたため再度直進し、対向してきた3003号車と衝突した。
また、事故車両に乗車していた乗客3名が本件事故により負傷した。（いずれも軽傷）

- (2) 災害(地震や暴風雨、豪雪などをいいます。)

災害による運休・遅延は1件発生しました。

- 1・日時：令和8年1月20日（雪害）17時45分～終日
- ・場所：全線
- ・影響：運休 42本

- (3) 輸送障害（運転事故以外で30分以上の遅延または運休のあった場合をいいます。）

- 1・日時：令和7年12月2日（17時30分頃）
- ・場所：函館市本町交差点
- ・内容：函館市本町交差点において14時頃より火災が発生していたが、17時30分頃に電車線にも影響が及ぶ可能性があることから、運行中の全車両に対し、最寄りの停留場にて停車を指示し全線で運行を見合わせた。

17時45分頃、火災の影響により、き電停止の可能性があることから、五稜郭公園前から湯の川に停車中の車両に駒場車庫への回送を指示。18時25分谷地頭・どつく前～函館駅前間を運行開始したが、それ以外の区間は終日運休とした。

2・日時：令和8年2月18日(11時35分)

・場所：函館市湯の川2丁目18付近

・内容：湯川線湯の川温泉停留場～湯の川停留場間において架線巡視を実施していた電路担当者が、当該箇所（曲線部）を通過する函館どつく前発湯の川停留場行きの8002号車のパンタグラフの進行方向に向かって最右端にトロリー線が接触している状況を確認したため、湯川線駒場車庫前停留場～宝来谷地線および本線函館どつく前停留場間において折り返し運転を行った影響により運休が発生した。

(4) インシデント(事故の兆候)

インシデントはありませんでした。

(5) 行政指導等

令和7年12月3日から12月5日の日程で実施された国土交通省北海道運輸局による保安監査において、監査の結果、改善を要する事項が認められたことから、改善措置を講ずるよう指示があり、講じた措置について報告をいたしました。

○ 指示事項

1. 車両の検査において、以下の事実を確認した。

- ① 車両整備心得第6条に基づく2000形、3000形および9600形の月検査において、シングルアーム型パンタグラフ集電装置の検査項目のうち、エアパイプの空気漏れの有無に係る検査結果について、同心得第20条に基づいた記録・保存が行われていないこと。
- ② 同心得第8条に基づく3002号車の全般検査において、台車(80-250)の検査結果について、同心得第20条に基づいた記録・保存が行われていなかったこと。
- ③ 同心得第8条に基づく3002号車の全般検査において、台車(80-221)を装着したことを記録していなかったこと。
- ④ 同心得第9条に基づく3001号車の随時検査において、台車(80-221)を装着した際、輪重測定検査を実施していなかったこと。
- ⑤ 同心得第9条に基づく3002号車の随時検査において、台車(80-250)を装着した際の検査結果について、同心得第20条に基づいた記録・保存が行われていなかったこと。
- ⑥ ⑤の際、同心得第16条に基づく3002号車の試運転を、輪重測定検査の前に実施していたこと。

よって、車両整備心得に規定されている検査項目と検査記録表の整合を確認し必要な措置を講じたうえで、適切に検査を実施し、確実に検査結果を記録・保存できる管理体制を構築すること。

2. 電車運転取扱心得第4条の2に規定する運転従事員の教育及び訓練について、十字街交差点において異なる系統の進路に進入した場合の取扱い教育が運転士の新規養成時にのみ行われ、その後、運転士に対して必要な教育の実施、十分な知識・技能を保有していることの確認をしていないことを確認した。また、当該取扱いについては口頭で引き継がれており、資料も確認できなかった。

よって、継続的に教育することができる体制を整えとともに、運転士に対して必要な教育を実施し、十分な知識・技能を保有していることを確認してその職務に従事させることができるよう必要な措置を講ずること。

3. 令和4年12月15日に駒場車庫前停留場内での運転取扱い誤りによる除雪電車の車両脱線事故を受け、軌道事故等報告規則第3条に基づき提出された運転事故等報告書の再発防止対策について、毎年、冬期を迎える前に除雪電車運転に選任した運転士及び除雪装置操縦者に対して実施することとしている研修を令和6年度は実施していないことを確認した。

よって、運転事故等の再発防止対策が確実に実施されるよう必要な措置を講ずること。

○ 改善措置および再発防止策

指示事項1について

- ① 集電装置のうちシングルアーム型パンタグラフの検査項目について、整備心得との整合性を確認したところ、月検査記録表に「エアパイプの空気もれの有無を点検する」に対する記載欄がなかったため、検査記録表にエアパイプ（空気配管）に関する検査結果記載欄を設けた。

また、整備心得記載の集電装置以外の項目についても、整備心得と検査記録表の整合性について、問題がないことを確認した。

今後、新しい機器の導入に当たっては、整備心得の記載内容との整合性や項目追加の必要性について、チェックシートを活用して確認することとする。

- ②～⑥ 整備心得に規定されている各検査については、検査基準に沿って確実に実施するため、作業内容が検査基準に沿って適切に実施されているか複数人で確認し、その作業内容や進捗については、その都度車両管理者へ報告する。また、毎日の終業時ミーティングや毎週行う作業予定打合せにおいて、車両管理者および車両担当全体で情報共有を図ることで、車両管理者を含む車両担当全体において、各担当が受け持っている検査の内容および計画と実施した検査記録の内容とを突合して進捗管理を行うことで相互確認を行い、失念や誤りがあった場合であっても、出場前に発見して対処する体制とした。

各検査においては、検査の進捗状況の確認を各検査項目が完了するごとに記入するチェック表を用意し、それを終業時ミーティングや作業予定打合せ時に車両管理者および車両担当全体で共有することとする。

指示事項 2 について

(1) 取扱いの明文化

十字街交差点において、本来の進路と異なる電車専用反応信号を点灯させた場合は、無線で電車担当に連絡し指示を仰ぐことを電車運転マニュアルに規定した。（令和 8 年 4 月 1 日改正）

また、無線連絡を受けた電車担当の対応については、配車マニュアルにおいて、お客様への状況説明を行い、電車専用信号の現示に従い折り返し地点まで進行し、当該地点で折り返しを行った後、十字街停留場まで進行して再度折り返しを行い、正規の運行経路に復帰するよう指示することを規定した。（令和 8 年 4 月 1 日改正）

(2) 取扱い変更に関する周知

当該取扱いに係る電車運転マニュアルの改正内容について、全運転士に対する教育を実施し、内容の周知および理解の徹底を図る。（令和 8 年 3 月 23 日より実施）

(3) 定期教育への組み込みおよび理解度確認の実施

当該取扱いを研修年度計画に基づく定期教育として「個別指導」を新たに組み込み、全運転士を対象に個別指導資料にて指導を行い、その理解度を評価表に記載することを継続的に実施するとともに、乗務員教育考査で実施している筆記試験においても定期的に出題することにより、十分な知識・技能を保有していることを確認し、その記録を保存する。

指示事項 3 について

(1) 研修実施時期の前倒し

令和 8 年度以降は、降雪の影響を受けないよう、積雪期前である 10 月中に当該研修を実施することとし、計画的な実施を徹底する。これにより、降雪等の気象条件による業務対応に左右されることなく、確実に研修を実施できる体制を確保する。

(2) 進捗管理の徹底

研修の実施状況については、運転管理者が参加する研修会議（年度の上期および下期に開催）において定期的に確認するとともに、年間計画と実施修了を確認できる資料を突合することにより進捗管理を行う。あわせて、研修の実施状況を管理者間で共有し、計画どおり研修が実施されているかを継続的に確認することにより、未実施の研修が生じないよう管理体制の強化を図る。

また、研修対象者ごとに受講状況を一覧で管理し、集合研修又は代替措置としての個別研修のいずれかを受講していることを確認するとともに、未受講者が生じた場合には速やかに補講を実施するなど、確実に全員が受講する体制を確保する。

(3) 代替措置の明文化

集合研修の実施が困難な場合には、個別指導等の方法により研修を実施することを「研修年次計画」の備考欄に記載し、必要に応じて補足指導を行うなど、対象者が確実に研修を受講し、その内容を理解できるよう対応する。これにより、業務の都合等により集合研修の実施が困難な場合であっても、計画した研修を確実に実施する体制を整えた。

6. 輸送の安全確保のための取組

- (1) 高齢者や障害者の踏みはずし防止や雨天および降雪時の転倒防止のため、1段目ステップに視認性の高い滑り止めシールを随時取り付けました。



【滑り止めシールの設置】

- (2) 車両の安全運行性能向上のため、3004号のVVVF制御装置の更新を行いました。

- (3) 軌道改良・架線整備

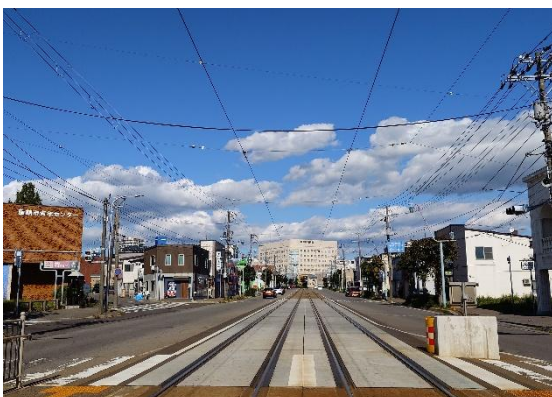
堀川町～千代台間130.0m、宝来町～青柳町間130.0m、千代台～中央病院前間66.0m、柏木町～深堀町間74.0mの計4区間において軌道制振化工事を実施し、レール際舗装をアスファルトからコンクリートへ改良し、振動・騒音の低減や路面損傷の抑制を図り、安全性の向上を図りました。



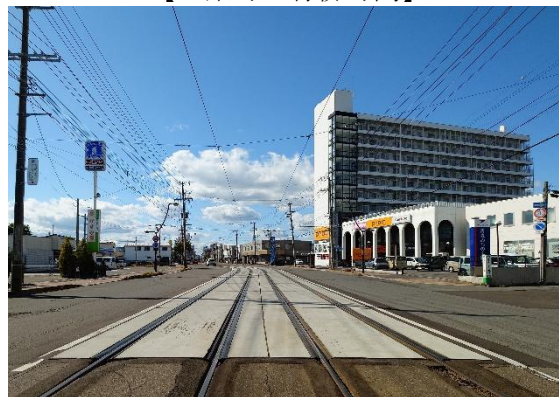
【堀川町～千代台間】



【宝来町～青柳町間】



【千代台～中央病院前間】



【柏木町～深堀町間】

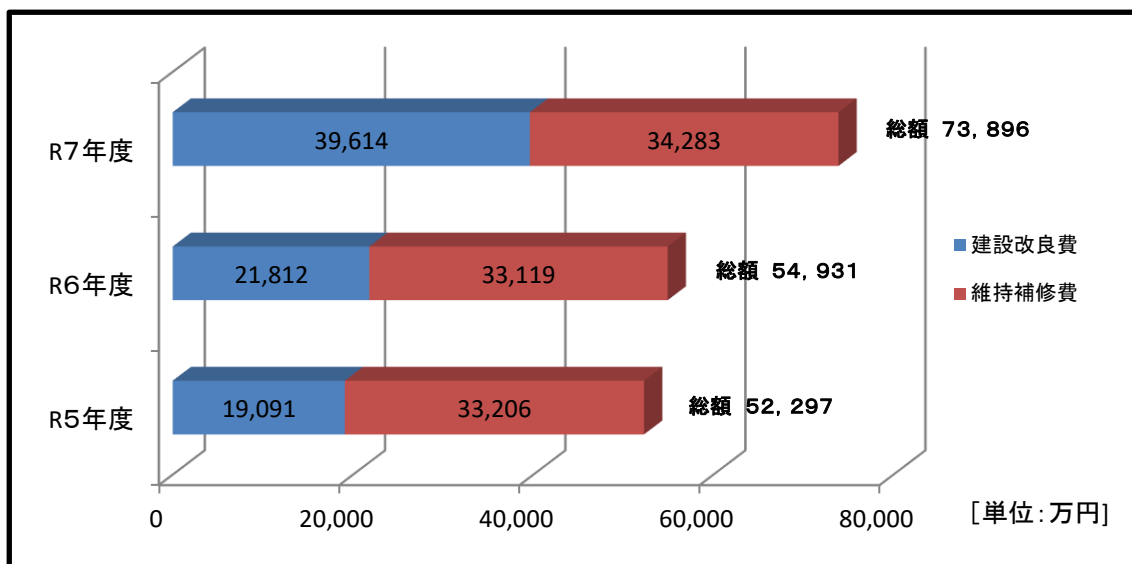
また、架線関連では、アリーナ前(220m)のトロリ線の張替えを計画的に実施しました。



【アリーナ前】

(4) 安全への投資

安全への投資を最重要課題と捉え、軌道改良や安全に係る機器の購入を進めており、令和7年度(2025年度)には、建設改良費 3億9,614万円のほか、軌道整正工事や軌条研磨などの維持補修費として 3億4,283万円の投資を実施しました。



7. お客様へのお願い等

(1) 不審物発見時の協力要請および全国交通安全運動期間の周知

テロ対策の一環として、お客様に対して不審物発見時の協力要請のため、留場や電車内への注意喚起掲示を行うとともに、広告用ディスプレイ装置も活用し、周知を図っております。

また、春・夏・秋・冬の全国交通安全運動と年末年始の輸送等に関する安全総点検期間には、運動実施の周知と交通ルールやマナーの遵守、電車を利用する目の不自由な方の事故防止に向けて、声かけのお願いをしました。



【ディスプレイ表示】

(2) ドライバーの皆様へのお願い

電車と車の接触事故を防止するため、軌道敷内への進入注意を喚起するリーフレットを作成し、交通安全運動期間中に主要交差点などでドライバーに配付し、接触事故防止の呼びかけをお願いしております。



ドライバーの皆さん 軌道敷内への直前進入は大変危険です

市電は、レール上を鉄車輪で走行するため、急ブレーキをかけてから止まるまでの距離が車に比べて長くなり、車などの障害物を避けて進むことが出来ません。

また、急ブレーキの使用は、市電のお客様に大きな衝撃を与えますし、接触した場合には双方に危険が生じます。

交差点や右折などで軌道敷内に入る場合には、バックミラーでの確認だけでなく、自らの『目で確認』していただき、軌道敷の『外』でお待ちいただくようお願いいたします。



市電は急に止まれません！



急ブレーキをかけてから止まるまでの距離（メートル）

		ブレーキをかけようとした時のスピード							
時速 km/h		10	15	20	25	30	35	40	
市電	0人	5.0	9.1	14.3	20.4	27.8	36.2	49.2	
	50人	5.3	9.9	15.6	22.7	31.1	40.7	51.6	
	100人	5.7	10.7	17.1	23.1	34.4	42.9	57.3	
自動車		2.6	4.2	6.1	8.3	10.7	13.3	16.2	

※天候や軌道、路面の状況などにより、これより長くなる場合があります。

※参考ですが目安として、信号間の距離がおおよそ30mです。

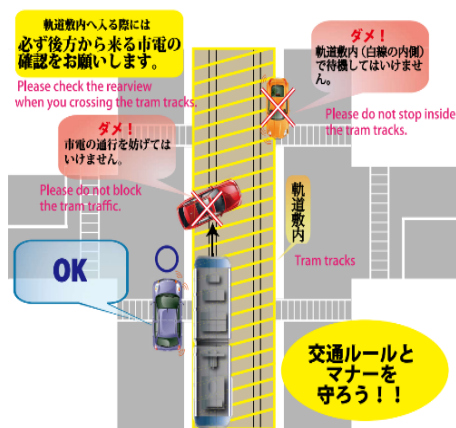
函館市企業局交通部
Hakodate City Tram Department

譲って下さい市電の道を 定時運行の確保にご協力願います

市電は、一度に多くのお客様を運ぶことのできる定時性に優れた「人と環境にやさしいのりもの」として、見直されつつある公共交通機関です。

しかし、他の車両と平行して走行するため、特に交差点では青信号であっても、右折等の車両により軌道敷がふさがれ、市電の走行が妨げられる状況が数多く生じております。

市電の定時運行や接触事故防止のためにも、右折等の際に市電が近づいてきた時には軌道敷内に入らず、その『外』で停車いただき、市電がスムーズに運行できるよう、ドライバーの皆様方のご協力をお願いいたします。



函館市企業局交通部安全推進課 TEL 32-1725

(3) 乗降時の事故防止に向けて

電車乗務員は、事故防止のため細心の注意を払って運転しておりますが、お客さま自身の安全確保のため、車内に設置したディスプレイ装置や往線五稜郭公園前電車停留場に設置したデジタルサイネージを活用し、駆け込み乗車や軌道の横断などの危険行為防止をお願いしております。



【デジタルサイネージ・車内ディスプレイ事故防止啓発】

8. 安全報告書へのご意見

「安全報告書 令和7年度（2025年度）版」へのご意見・ご感想やご要望などにつきましては、下記までご連絡ください。

函館市企業局 交通部 安全管理課
 TEL 0138-32-1725
 FAX 0138-32-1734
 e-mail koutsu@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市電のホームページ
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/tram/>

函館市企業局

編集／交通部安全管理課 安全推進担当 令和8年（2026年）9月